

# いわき市政務活動費交付から精算までの流れ

## ①交付申請

①会派の代表者は、議長を経由して交付申請書を市長に提出します。

## ②交付決定

②市長は、会派からの交付申請書を受理後、交付額を決定し、決定通知書を通知します。

## ③交付請求

③会派の代表者は、市長からの交付決定通知書を受理後、交付請求書を市長に提出し、交付を受けます。

## ④交付

④会派の通帳に交付されます。  
※いわき市では、あくまでも会派への交付となり個人への交付はありません。

## ⑤政務活動費を充てること ができる経費のみ支出

⑤会派が行う調査研究やその他の活動の経費として交付されていますので、会派所属の議員で分配し、各議員の個人の調査研究などの活動に充当することはできません。

## ⑥精算

⑥交付年度が終了し、会派の代表者は支出報告書を議長に提出し、目的外支出や不足書類等を点検し、問題がないことを確認した上で収支報告書の写しを市長に報告します。

## ⑦残金の返還

⑦執行残があった場合、市長は各会派の代表者に対し、交付変更決定通知書及び返還命令書を交付し、会派の代表者は返還命令書に基づき残金を返還します。